

通達甲（総．施．計）第 2 号  
平成 3 年 3 月 25 日  
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総務部長

警視庁庁舎等修繕工事実施要綱の全部改正について

〔沿革〕 平成 4 年 12 月 通達甲（副監．総．企．組）第 23 号  
6 年 4 月 同（総．施．計）第 7 号、11 月同（副監．地．総．企）第 20 号  
12 年 3 月 同（副監．総．企．組）第 4 号  
15 年 4 月 同（総．施．計）第 4 号  
29 年 3 月 同（副監．総．企．組）第 6 号、同（総．施．計）第 10 号改正

このたび、別添のとおり、警視庁庁舎等修繕工事実施要綱（昭和 44 年 5 月 1 日通達甲（総．施．計）第 10 号）の全部を改正し、平成 3 年 4 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、警視庁庁舎等修繕工事実施要綱の全部改正について（昭和 44 年 5 月 1 日通達甲（総．施．計）第 10 号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

## 記

### 1 改正の趣旨

庁舎等の修繕工事については、旧要綱に基づき実施してきたが、警備待機所の修繕業務が厚生課から施設課に移管されるなど、一部実情に沿わない面があることから、旧要綱の全部を改正し、事務の合理化と修繕工事の一層の適正化を図ろうとするものである。

### 2 改正の要点

- (1) 厚生課が行っていた警備待機所の修繕業務を施設課が行うこととした。
- (2) 警察署長が独自に行うことができる修繕工事の工費の限度額を 20 万円未満（公舎については 5 万円未満）まで引き上げた。
- (3) 1 件の修繕工事の工費が 20 万円以上であっても、警察署配付予算の範囲内にある場合は、あらかじめ総務部長の承認を受けて修繕工事を行うことができることとした。
- (4) 本部所属の上申方法を明文化した。

## 別添

### 警視庁庁舎等修繕工事実施要綱

#### 第 1 目的

この要綱は、警視庁における修繕工事の実施に関する基本的な事項を定めることにより、修繕工事の円滑かつ適正な実施を図ることを目的とする。

#### 第 2 定義

この要綱において「修繕工事」とは、本部庁舎、警察署庁舎、交番その他の派出所、地区交番、駐在所及び公舎（以下「庁舎等」という。）の維持補修等に必要な建築工事及び設備工事をいう。

#### 第 3 修繕工事の対象

修繕工事の対象とする庁舎等は、当庁が所管する公有財産（使用貸借等により、当庁が使用管理するものを含む。）とする。

#### 第 4 修繕工事の区分

##### 1 警察署長の行う修繕工事

警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる修繕工事のうち、1 件の工費が 50 万円未

満のものについては、警察署配付予算のうち施設管理費（以下「署配付予算」という。）の範囲内において修繕工事を行うことができるものとする。ただし、工費が 50 万円以上の場合において、当該工費が署配付予算の範囲内にあるときは、あらかじめ総務部長（施設課計画係経由）の承認を得て、修繕工事を行うことができる。

- (1) 警察署庁舎の修繕工事
- (2) 交番その他の派出所、地区交番及び駐在所（以下「交番等」という。）の修繕工事
- (3) 警察署長等公舎の修繕工事
- (4) 署長の管理する単身者待機寮の修繕工事

## 2 本部所属長の行う修繕工事

次に掲げる修繕工事は、本部所属長（(2)については、厚生課長に限る。）が行うものとする。

- (1) 資金前渡により行う庁舎等の修繕工事
- (2) 単価契約により行う厚生課の運営管理する警備待機所の修繕工事

## 3 施設課長が行う修繕工事

前 1 及び 2 に掲げる修繕工事以外の修繕工事は、施設課長が行うものとする。

# 第 5 修繕工事の手續及び実施方法

## 1 署長の措置

### (1) 所属財産の整備

署長は、警視庁所管財産管理規程（平成 15 年 3 月 24 日訓令甲第 11 号）に基づき、所属財産の実態把握と適正な維持管理に努めるとともに、その管理する庁舎等に修繕を必要とするものがある場合は、前第 4 の 1 により自ら修繕工事を行い、又は総務部長（施設課計画係経由）に上申しなければならない。

### (2) 署配付予算の用途

ア 署配付予算の用途は、署長の管理する庁舎等の修繕工事に限るものとする。

イ 署配付予算の執行に当たっては、優先度に応じた計画的かつ効率的な執行に努めるものとする。

ウ 臨時に予算配付を受ける必要が生じた場合は、総務部長（施設課施設予算係経由）に上申するものとする。

### (3) 検査及び立会い

ア 署配付予算による修繕工事の完了検査は、署長が指定した検査員が行うこと。

イ 検査の立会いは、副署長、次長、課長又は課長代理のいずれかが行うこと。

## 2 本部所属長の措置

本部所属長は、その管理する庁舎等に修繕を必要とする場合は、前第 4 の 2 により自ら修繕工事を行い、又は総務部長（施設課計画係経由）に上申しなければならない。

## 3 施設課長の措置

(1) 施設課長は、所属長から修繕工事の上申を受理した場合は、次の事項について総合的に判断し、総務部長の承認を得て、修繕工事を行うものとする。

ア 工事の緊急性の度合い

イ 方面区による格差の状況

ウ 予算の執行状況

エ 工事施工に伴う技術的事項

(2) 施設課長は、当該年度の予算の計画的かつ効率的な執行を図るため、所属長から上申のあった修繕工事の内容を審査、検討して、工事計画及び予算の執行計画を策定するものとする。

# 第 6 関係所属長の連携

施設課長、厚生課長その他関係所属長は、常に緊密な連携を保ち、実情に即した迅速かつ適正な修繕工事を推進するものとする。

# 第 7 準用

前第 3 から第 6 までの規定は、警視庁工事施行規程（平成 28 年 9 月 1 日訓令甲第 23 号）第 31 条第 2 項に定める「軽易な工事」を施行するときに準用する。この場合において、これらの規定中「修繕工事」とあり、及び「修繕」とあるのは、「軽易な工事」と読み替えるものとする。